平成２９年（フ）第４３６号
静岡市葵区常磐町２丁目12番地の１　コーポ静岡501号
債務者　山田充浩こと　金　　充浩
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８号
栃木県小山市犬塚４丁目４番地３　シャルマンドミールⅢ201号室、従前の住所栃木県小山市東城南５丁目22番地26
債務者　坂本　和行
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２２２２号
横浜市旭区今宿西町495番地　いこい２号棟
債務者　畠山　勇二
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２３号
横浜市旭区今宿西町495番地　いこい２号棟
債務者　畠山　和代
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８５号
静岡県浜松市東区中郡町960番地
債務者　太田純ヤズミン
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１５９号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目53番23号
債務者　鈴木　理恵（旧姓鬼澤）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８８号
横浜市旭区東希望が丘133番地１　希望が丘第３コーポラスＢ棟504号
債務者　大津まどか（旧姓秀島・小鹿・登坂・石井・遠藤）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９２号
横浜市西区藤棚町２丁目177番地５　プリムローズ横浜藤棚105号
債務者　廣嶋　　牧
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１５号
横浜市中区末吉町３丁目51番地　メゾンイセザキ704号室
債務者　中村　　透
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１８号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地２棟615号
債務者　山崎美佐子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２６号
横浜市鶴見区下末吉１丁目19番22号　山田荘205号
債務者　岩宮　隆史
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５３号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目15番地の12　湘南台ドミール21Ａ　206
債務者　溝部　有記
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２５６号
相模原市緑区橋本５丁目41番14号　パールグレーＫ５　202
破産者　松田　和弘
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５８号
相模原市中央区相生２丁目15番20号　シャイアール205号
破産者　有海　啓二
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８８号
神奈川県座間市相模が丘５丁目25番18―211号　カームタウン相模が丘
破産者　長野　眞也
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部